

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第10号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合特定個人情報保護条例（平成28年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「第2項」を「第2項（番号法第26条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」に改める。

第6条中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改める。

第7条第1項の表第33条の項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、同表第34条第1項第1号の項中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。